

# 「県土整備部が所管する建設工事等における ウィークリースタンスの推進に係る行動方針」

～ 意識づけと心がけから始めよう ～

## 1. 背景

平成31年4月に「働き方改革関連法」が施行され、建設工事については5年の猶予（経過措置）が認められているものの、令和6年4月から時間外労働について罰則付き上限規制（一般則）の適用を受けることになる。

県土整備部としては、意識的に建設工事受注者の時間外勤務につながる発注者の対応の改善を図ることにより、業界が取り組んでいる‘待ったなし’の働き方改革をバックアップしていく必要がある。

## 2. 目的

受発注者間において、建設工事等の施工に際し、双方の協働により時間外勤務を削減することで、より一層の工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めることを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待するものである。

## 3. 適用

令和2年4月1日以降に施行伺いを起案する建設工事

## 4. 取組み内容

### (I) 意識付け行動

- ◆各所属の取組み： ①朝礼等における継続的な啓発  
②三角柱の掲示 など
- ◆各個人の取組み： 一人一台PCへ備忘文の貼付 など

### (II) 実践行動

- ◆打合せ時間
  - ・午後4時以降の打合せは行わない。  
(受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。)
- ◆作業依頼
  - ・作業内容に見合った作業期間を確保する。《重点項目》
  - ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。《重点項目》  
(休日作業が発生するような依頼は行わない)
  - ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。《重点項目》
  - ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
  - ・ワンデーレスポンスの対応の再徹底。
  - ・受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。
- ◆工事工程
  - ・早期発注等による発注時期の平準化
  - ・適切な工期の確保

※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

※設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。